令和3年3月18日

野村一也様

蘭越町情報公開審查会 蘭越町個人情報保護審查会 会 長 小 澤 修

答申書の写しの送付について

次の案件については、令和3年3月18日に答申をしたので答申書の写しを送付します。

記

チセヌプリスキー場譲渡に関する公文書で、「チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧」及び「リフトの修復再開を提案した JRT以外の会社の提案書」に係る公文書開示請求に対し非開示とした決定に対する審査請求についての諮問

蘭越町情報公開・個人情報保護審査会 事務局 担当:山本(総務課総務係)



令和3年3月18日

蘭越町長 金 秀 行 様

蘭越町情報公開審查会 蘭越町個人情報保護審查会查人開闢 会長 小 澤 修会報查明 完護。報 6000年

蘭越町情報公開条例第19条第2項の規定に基づく諮問について(答申)

令和2年12月17日付け蘭総号による次の諮問事項について、別紙のとおり答申 します。

記

チセダプリスキー場譲渡に関する公文書で、「チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧」及び「リフトの修復再開を提案したJRT以外の会社の提案書」に係る公文書開示請求に対し非開示とした決定に対する審査請求についての諮問

答 申 書

第1 審査会の結論

蘭越町長(以下「実施機関」)が行った令和2年11月11日付け蘭観号による非開示決定処分については、非開示と決定した部分のうち、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを除く部分については開示すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、平成31年3月15日付けで、蘭越町情報公開条例(平成 13年条例第4号)(以下「条例」)第6条の規定に基づき、蘭越町がチセヌ プリスキー場を売却した際の「購入を申し出た法人等(公文書開示請求では 事業者と記載されている。)の提案文書」及び「譲渡先(公文書開示請求で は売却先と記載されている。)の選定理由またはそのプロセスを示す文書」 の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、チセヌプリスキー場譲渡(以下「スキー場譲渡」)に係る3 回目の公募において申し込みのあった法人等6社の提案書、国民宿舎雪秩父 改築等検討委員会の開催結果に係る決裁文書、スキー場譲渡希望者からのヒ アリング実施に係る決裁文書及びヒアリング結果に係る決裁文書を特定し たうえで、条例第13条第3項の規定に基づき平成31年3月29日付けを 以て、審査請求人に対して、スキー場譲渡先に決定した法人(以下「譲渡先 法人」)以外の法人等の提案書並びに国民宿舎雪秩父改築等検討委員会の開 催結果に係る決裁文書、スキー場譲渡希望者からのヒアリング実施に係る決 裁文書及びヒアリング結果に係る決裁文書のうち、譲渡先法人以外の法人等 に関する情報が記載されている部分を条例第9条第1号の法人情報に該当 するとして、非開示とする一部開示決定処分を通知した。
- 3 審査請求人は、実施機関が行った平成31年3月29日付けの一部開示決 定処分を踏まえ、令和2年10月29日付けで条例第6条の規定に基づき、 該当する法人等の名称については非開示となることを容認し、「チセヌプリ スキー場譲渡に係る申込概要一覧(以下「申込概要一覧」)」及び「リフトの 修復再開を提案した譲渡先法人以外の法人等(公文書開示請求では会社と記

載されている。)の提案書(以下「譲渡先法人以外の法人等の提案書」)」(以下「本件公文書」)の公文書開示請求(以下「本件請求」)を行った。

- 4 実施機関は、本件請求に対し、条例第13条第3項の規定に基づき令和2 年11月11日付けを以て、審査請求人に対して、条例第9条第1号の法人 情報に該当するとして、非開示決定処分を通知した。(以下「本件処分」)
- 5 審査請求人は、令和2年12月1日、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)(以下「法」)第2条の規定により、実施機関に対し本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」)を行った。

審査請求を受けた諮問実施機関は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項及び第5項の規定により弁明書を作成し、令和2年12月10日付けで審査請求人に送付した。

これに対し審査請求人は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条の規定に基づき令和2年12月11日付けで諮問実施機関に反論書を提出した。

6 実施機関は、令和2年12月17日、蘭越町情報公開・個人情報保護審査 会に対して、条例第19条第2項の規定に基づき本件審査請求につき諮問を 行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求人の趣旨

本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している内容を要約すると、概ね次のとおりである。

(1) 全体として

審査請求の目的は、スキー場譲渡に係る公募において、その譲渡先の選 定が、公正に実施されたか否かを明確にすることにある。

実施機関が実施したスキー場譲渡に係る事務手続きにおいては、入札談合等関与行為防止法違反及び背任罪の疑いがあり、実施機関は、譲渡先法人の選定に係る説明責任を果たすべきであることから、本件公文書を情報開示すべきである。

(2)「チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧」について 申込概要一覧は、法人等の譲渡に係る提案内容を一覧することのできる 唯一の書類である。それゆえ、提案内容が公正に記されているのであれば 公開すべきである。選定に『特別な事情』がなく、譲渡先法人の提案が、他の法人等の提案に比べて優位性があったとして選定されたのであれば、 実施機関は申込概要一覧を公開すべきである。

(3)「リフトの修復再開を提案した譲渡先法人以外の法人等の提案書」について

譲渡先法人と、譲渡先法人以外の法人等の提案を比較することによって、 譲渡先の選定が公正に実施されたか否かを評価するためである。

(4)「法人等の名称」の非開示の容認

審査請求人は、本件請求において、法人等の名称に限っては実施機関が 非開示とすることを容認している。

それにより、当該法人等を特定することは不可能となるので、実施機関 が条例第9条第1号を根拠に、法人等の名称以外を全て非開示とする処分 には合理的な理由がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由等は、概ね次のとおりである。

1 本件処分の理由等

平成31年3月29日付けの公文書一部開示決定において、申込概要一覧のうち、譲渡先法人以外の内容を除いて開示を行っているほか、提案書についても非開示としていることを踏まえ、本件請求に対しても同様の判断を行った。

実施機関へ提出された提案書は、実施機関における一定の裁量権があることを踏まえ、スキー場譲渡先に決定した法人の提案書については、それを公開することは公益性もあるが、不採用になった法人等の提案については、それぞれの法人等の著作、特許、意匠といった権利があり、そこに企業としての利益もあるもので、その権利は保護されるべきものである。

実際に、不採用になった際は提案書を回収したいとの申し出をした法人もあり、提案書には民間企業として、他での活動や今後の活動についての記載があることから、その内容を開示することで当該法人又は個人の競争上の地位が損なわれると判断したためである。

また、提案書の中には、それぞれの法人等の独自の構成、フォント、ロゴ、ウォーターマークでその法人等が特定される危険、リスクがあると判断したためである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方について

条例の冒頭では、「町が保有する情報は、町民の共有の財産であり、これを広く公開することは、開かれた町政と町民自らの意思を反映する町民参加の町政を推進していくために不可欠である。そのためには、町民が町政に関して適正な判断をするための十分な情報が公開され、積極的に提供されなければならない。だれもが知りたいときに自由に知り得るよう「知る権利」を保障するとともに、町政の諸活動について説明する責任を果たすことにより、町政に対する信頼と理解を得ることができる。」とし、また、条例第7条において公文書の開示を原則としているが、開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれたりするなど公益を害することがないよう、条例第8条及び第9条の各号において、原則公開の例外(非開示情報)を定めている。

当審査会は、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、判断するものである。

2 本件対象公文書について

本件処分において、実施機関において譲渡先法人の提案書及び申込概要一 覧のうち、譲渡先法人情報は開示している。

また、審査請求人は法人等の名称については開示を求めていない。このため、当審査会はこれら以外の非開示部分について判断する。

3 本件公文書の非開示情報該当性について

本件審査請求において主な争点になっているのは、実施機関が条例第9条第1号に該当するとして非開示とした処分の妥当性である。

(1) 提案書における条例第9条第1号の該当性について

条例9条第1号では、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。 以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に係る情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」は開示しないことができる非開示情報と規定されている。

当審査会が、諮問実施機関から提示のあった提案書を見分したところ、 その内容は主に、当該法人等の概要・紹介、スキー場経営及びそれに付随 する企画提案、収支計画、当該法人等の登記情報となっており、文書の外、 当該法人等の社印、ロゴマーク、写真等で構成されていた。

譲渡先以外の法人等にあっては、当該法人等の企画提案が町に選ばれな

かったという事実は、その法人等の企業イメージを低下させるものであり、 当該法人が特定される情報については、法人等の競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあるものと認められることから、提案書のうち、 当該法人等の概要・紹介、当該法人等の登記情報、当該法人等の社印、ロ ゴマーク等は非開示情報に該当するものであると判断する。

また、写真等については著作物であることから、それについても非開示情報に該当するものである。

また、スキー場経営及びそれに付随する企画提案、収支計画においては、 その記載内容は定型化されたものではなく、法人等ごとに異なるものであ り、各法人等の企業秘密やノウハウ等が含まれるものと認められ、公開し た場合、他社が労せずしてそのノウハウを入手可能となり、提案した法人 等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認めら れる。

すなわち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれていることから、条例第9条第1号の規定により、非開示情報に該当するものであると判断する。

ただし、提案書のうち、チセヌプリにおけるスキー場の運営については、 チセヌプリという地域に限定した企画提案であり、その部分については、 他社がチセヌプリ以外の地域で活用できるものではないこと、また、スキー場の運営に付随するホテル経営などについては、当該法人等ごとに提案 方法が異なるが、一部の法人等の提案書では、その記載は一般的・抽象的 なものもあり、それについては非開示とする明確かつ合理的な理由がある と認められないことから、その部分については非開示情報に該当するとは 言えない。

(2) 提案書の著作権について

実施機関は、「法人等の提案については、それぞれの法人等の著作、特 許、意匠といった権利があり、そこに企業としての利益もあるもので、そ の権利は保護されるべきものである」旨の説明をしている。

著作権法第18条第1項では、「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(中略)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。」こととしており、著作者は、その著作物を公表するか否か、公表するならばその時期をいつとするかを決する権利、すなわち公表権を有している。

ただし、同条第3項第3号では、著作者が、「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体(中略)に提供した場合」には、「情報公開条例(中略)の規定により当該地方公共団体の機関(中略)が当該著作

物を公衆に提供し、又は提示すること」に「同意したものとみなす。」こととしているが、同号では、「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。」とも規定している。

実施機関の説明によると、不採用になった際は提案書を回収したいとの申し出をした法人等が1社あったこと、また、審査会の提案書の見分により提案書自体に「関係者以外閲覧禁止、複製・転用・引用禁止」を明記した法人等が1社あったことが確認された。

これは、企画提案書を非開示とすべきとの意思が示されたものであり、 これらの意思は、著作権法第18条第3項第3号に規定する「別段の意思 表示」に当たるものと認められることから、各著作者(法人等)は、同号 に規定する「情報公開条例(中略)の規定により当該地方公共団体の機関 (中略)が当該著作権を公衆に提供し、又は提示すること」に「同意した ものとみなす。」ことはできない。

よって、同条第1項に規定する公表権は、依然として各著作者が有して おり、かつ、その著作物である企画提案書は、いまだ非公開とされている ものである。

すなわち、この2社の提案書には、著作権法の規定により、「法令又は他 の条例の規定等により公にすることができないと認められる情報」が含ま れていることから、条例第9条第1号の規定により、非開示情報に該当す るものである。

なお、意思表示がいまだされていない法人等の提案書については、実施 機関に一定の権利があるものとして、その非開示部分について判断してい る。

(3) 申込概要一覧について

申込概要一覧は、当該法人等から提出された提案書の概要を町において一覧化したものである。

これは、提案書とは違い、法人等の著作権が及ぶものではないと判断されることから、条例第9条第1号の該当しない部分は開示されるべきである。

申込概要一覧において会社名を除く部分のうち、代表者、住所についての情報は開示することで当該法人等が特定される恐れがあること、また、資本金の情報は会社内部の情報であり、一般的に公開されているものではないことから、非開示情報に該当すると判断する。

また、運営提案等の情報については、その内容は抽象的なものであることから、この情報を以て当該法人等へ不利益をもたらすものではないことから、町の説明責任を果たす上でも開示されるべきものであると判断

する。

4 その他の主張について

審査請求人の主張のうち、入札談合等関与行為防止法違反及び背任罪の 疑いについては、本件審査請求は公文書非開示とした決定に対する審査請 求であって、その適正については当審査会で審議すべき事項ではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、本件審査請求に理由がないものと認められるので、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

なお、開示すべき部分は別紙1のとおりである。

第6 実施機関に対する意見

スキー場譲渡に係る公募に際し、提案書の著作権等の取り扱いについて、実施機関、法人等、どちらに権利があるかという取り決めがない中で、 提案書が実施機関に提出され、実施機関において公文書として保有されていたことから、公文書開示請求の対象となったものである。

町が行う企画提案型のプロポーザルにあっては、法人等から提出される 企画提案書等は、公募する時点でその権利、取り扱いを整理し、それを明 示したうえで提出を受けるべきであったと考える。

なお、著作権等が実施機関にあるとは言えない(法人等の意思表示が確認できていない)提案書については、条例第16条に規定される「第三者に対する意見の聴取」の規定を踏まえ当該法人等の意志を確認することもできたことから、条例の趣旨を踏まえ、対象となる法人等へ開示の可否、また、開示可能な範囲を確認することで、最大限、町民の「知る権利」の保障及び町の説明責任を果たすことができるのであれば、それをすることが実施機関の責務であったと考える。

第7 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

令和2年1	2月17日	諮問書の受理
令和3年	1月13日	実施機関への聴取・審議
令和3年	1月25日	口頭意見陳述の実施・審議
令和3年	2月 4日	審議
令和3年	2月22日	審議
令和3年	3月 4日	審議
令和3年	3月18日	答申

別紙1

「チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧」6社分

非開示とした部分	開示すべき部分
譲渡先法人以外の「会社名」の欄、「代表者」の欄、「住	「運営提案等」の欄、
所」の欄、「資本金」の欄、「運営提案等」の欄、「収支予	「収支予定表」の欄、
定表」の欄、「連帯保証人」の有無の欄	「連帯保証人」の有無の
	欄

「チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧」 4 社分

非開示とした部分	開示すべき部分	
譲渡先法人以外の「会社名」	の欄、「代表者」の欄、「住	「運営提案等」の欄、
所」の欄、「資本金」の欄、	「運営提案等」の欄、「収支予	「収支予定表」の欄、
定表」の欄、「連帯保証人」	の有無の欄	「連帯保証人」の有無の
		欄

提案書の取扱の意思表示がされている法人等の提案書

非開示とした部分	開示すべき部分
(A社)	なし(著作権が法人等に
提案書の全て	あるため)
(B社)	
提案書の全て	

提案書の取扱の意思表示がされていない法人等の提案書

非開示とした部分	開示すべき部分
(C社)	スキー場運営に係る情報
提案書の全て	及び一般的な企画提案が
(D社)	記載されている部分
提案書の全て	
(E社)	
提案書の全て	